

Q & A

Q. 家族従業員は加入できますか？

A. 法人企業の場合は従業員である実態があれば加入できますが、個人事業の場合、事業主と生計を一とする親族の加入はできません。

Q. パートタイマーは加入できますか？

A. できます。 定着しているパート従業員の加入をおすすめします。

Q. 使用人兼務役員は加入できますか？

A. 法人企業で支店長、工場長、部長等使用人としての地位を有し、常時使用人としての職務に従事する者であり、従業員としての賃金の支給を受けている等の実態があれば、加入することができます。

Q. 従業員が役員になった場合はどうすればいいですか？

A. 役員になる前日を退職日として退職金の請求を行ってください。

Q. 従業員が代表者になった場合はどうすればいいですか？

A. 代表者になる前日を退職日として退職金の請求を行ってください。

Q. 企業間を転職した場合に掛金の通算はできますか？

A. 企業間どうしが承諾すれば通算できます。

Q. 退職金に税金はかかりますか？

A. 退職金は税法上、退職手当等とみなされ、他の所得と区分され課税されます。

Q. 病気、けが、出産等で従業員が休職した場合の掛金はどうすればいいですか？

A. 復帰するまでの間、掛金納付を中断することができます。(正当な理由が必要) その後、掛金納付を再開して継続していきます。

Q. 退職金共済制度どうしの重複加入はできますか？

A. 独立行政法人勤労者退職金共済機構(中退共)とは重複加入できますが、特定退職金共済制度(特退共)の同一従業員は重複加入できません。